

夢の街マイアミ 不動産投資事情

コアラ社長の

のチェックや保証債務や係争中の事案がないかなどを調査する。これに約2カ月を要した。譲渡日における運転資金等の入れ替えや仕入れ、売上計上日についても細かく取り決めを行い、従業員の雇用条件の見直しと雇用契約、受け入れるクレジットカードの端末の準備や仕入れや支払いのためのクレジットカードの発行など、短期間の間に様々な手続きが必要となる。開業資金はあくまで日本からの投資であることを証明できるように日本の口座から海外送金しなくてはならない。しかも、その資金が日本国内の収入で積み立てられたことが証明できる通帳の履歴とその翻訳も必要となる。

2014年4月にほぼ同意ができていた日本人が経営する日本食レストランの売買契約が8月末によく完了した。前回で触れた通り、本売買はE-2ビザ取得のためである。レストランを一旦からスタートするのはとても手間を要することになるため、以前より筆者は開業中の売りレストランを探していた。

ベネズエラレストランやキューバレストランの売り物件は容易に見つかるが、日本食レストランの場合、タイミングが合わないという簡単には見つからない。日本人がE-2ビザを取得する場合、やはり日本食レストランが望ましいと複数の移民弁護士から聞いていたため、日本食レストランに絞って探していたところ、現在も繁盛中の売却希望のレストラン情報を知人から入手した。

まずはそのレストランを運営するための会社(ビザ取得のためにはLLCよりIncが望ましい)を会計士に依頼し設立。その会社名義の銀行口座を開設する。次に、売り主であるレストランオーナーと買い主である筆者の双方の弁護士の間でディーデリジェンスの開示を行い、帳簿

3人の弁護士と連携し申請手続き

レストラン経営のビジネスプラン(事業計画書)も求められるため、ビジネスプラン作成を専門とする弁護士も確保しなくてはならない。E-2ビザ申請のためには、ビジネス売買の弁護士、ビジネスプラン作成の弁護士、移民弁護士と実に3人ももの弁護士に依頼をかける連携してもらわなくてはならず、弁護士費用も数万ドルにも及ぶ。今回のレストランは貸店舗のテナントであったため、建物オーナーの同意も得る必要があった。建物オーナーは契約事には厳しいといわれるユタヤ系の会社であったため、日本における筆者の資産状況や経歴、残高証明までも開示することで承諾を得ることができた。

このような手続きを経てようやくアメリカ移民局にビザ申請を行い、内諾が得られると日本国内で大使館もしくは領事館での面接という段取りだ。面接時にはほぼ結果がわかるが「Congratulations!」と言われるも安心はできない。ビザ取得後、最初の入国時のイミグレーションでは入国管理官に権限があり、時にその判断で入国拒否を食らうこともあるからだ。「世界中の人が一番住みたい国、No.1のアメリカ」。ビザ取得も年々難しくなっている。



スカイプにて弁護士との打ち合わせ

(小原隆浩)

隔週掲載